

一般社団法人 千葉県社会福祉士会  
2021年度 第1回理事会議事録

1. 開催日時 2021年5月9日(日) 10:04~12:17
2. 会場 千葉県社会福祉士会事務局およびZoomによるWEB会議
3. 出席者 事務局会議室参集 理事2名、監事2名  
会長 洪沢  
事務局長 樽林  
監事 山口(定)、市原

Zoomによる参加 理事17名、相談役1名  
副会長 山口(利)、宮本、古澤  
事務局次長 堀江、及川  
会員理事 (総務委員会 企画部会) 秦野  
(総合相談委員会) 谷口、前田  
(研修委員会) 長嶋  
(ぱあとなあ委員会) 四ノ宮  
(司法福祉委員会) 宮下  
(災害対策委員会) 安藤、服部  
外部理事 若林、山田、葛田、片山  
相談役 常陸谷  
欠席 岡本(武)、山下

敬称略

4. 議題

(1) 会長と三役会からの報告

- ① 令和3年度理事会日程について
- ② 障害福祉サービス研修について
- ③ 代議員の選出について

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(事前資料によりご確認ください)

(3) 議事

- ① 令和3年度 総会について  
令和2年度事業報告、令和2年度決算報告及び監査報告  
規則等の変更について
- ② 若年層の会費減免について
- ③ ささえあい制度 負担金規則の廃止について

- ④ 倫理委員会苦情調査実施規程と苦情フローチャートについて
- ⑤ ばあとなあ運営委員の選任について

## 5. 議事録

### ○ 出席者の確認

事務局次長より、現在、事務局会議室参集出席者 4 名、Zoom による出席者 18 名 定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告

また、Web 会議システム (Zoom) により、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認されて、議案の審議に入った

### 事務局次長：

三役会は会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成されている なお、本理事会には相談役にもご出席いただいております、必要に応じご発言いただく

それでは会長より開会挨拶をお願いします

### ○ 会長から開会挨拶

- ・ 先程まで監査を実施しており、監事、事務局長ともに事務局会議室から出席している
- ・ 今年度初の理事会開催である ご多忙の中参加いただき感謝する
- ・ 総会前最後の理事会となるため、総会資料を確認いただきたい

### ○ 三役会報告

#### ① 令和 3 年度理事会日程について

##### 説明：事務局長

- ・ まん延防止等重点措置の影響で県社会福祉センターの予約ができない状況
- ・ 三役で日程調整したうえで仮の理事会日程表をお送りするが、会議室の予約が開始された段階で変更もありうる
- ・ 6 月 20 日県教育会館において、午前中に理事会、午後に総会開催を予定している 緊急事態宣言が発令された場合は変更の可能性もある

質疑なし

#### ② 障害福祉サービス研修について

##### 説明：会長

- ・ 4/13 と 4/28 に打ち合わせを行った 参加団体は資料のとおり
- ・ サービス管理責任者と相談支援従事者対象の研修をアウトソーシングする予定
- ・ 4/28 までに各団体に意向調査が行われ、当会と精神障害者自立支援事業協会が受託を検討していると回答した
- ・ 研修は 2022 年秋に実施予定 2021 年夏までに各事業者が実施の是非を検討し、秋までに要綱を検討、2021 年度末頃に指定申請を行うスケジュールである
- ・ 当会で受託するならば、研修委員会あるいは総合相談委員会、いずれの事業と位置付けるのか、新たなチームを作るのかなど検討する必要がある

## 質疑

### (副会長)

- ・ 研修委員会、総合相談委員会の現時点での意見を伺いたい

### (総合相談委員会担当理事)

- ・ 高齢者虐待防止研修と専門職チーム派遣が当委員会の主要事業となっているが、今後はソーシャルワーク（総合相談）を担う社会福祉士を支援する事業をしていこうという意見も出ている 委員会の業務を整理する必要があると考えている
- ・ 障害福祉に関する専門知識・経験のある人材を会員から募り、新たにチームや委員会を組織することも検討してよいのではないか

### (研修委員会担当理事)

- ・ 現時点の体制では、新たな研修事業を担当するのは難しいと感じるが、担当理事で話し合っただけで検討していきたい
- ・ 外部の研修事業を受託するのであれば、会として委員会のあり方、研修事業のあり方、生涯研修センターの位置づけを整理する必要がある

### (仮称 再建委員会担当理事)

- ・ 新たな研修事業の受託は赤字解消のためには有益だが、事務局の体制・役割も含めて検討する必要がある

### 事務局次長：

単純にどの委員会が所管するかは決め難く、会全体の見直しも並行して進める必要があるとの意見であったが、スケジュール的な問題等、会長からお話しいただきたい

### 会長：

受託するならばチームを新たに作ったうえで、いずれかの委員会に紐づけるイメージである 個人的には総合相談委員会を見直して、新たなチームを紐づけるのがよいと考えているが、予算的な面も含めて検討し、また報告させていただきたい

## ③ 代議員の選出について

### 副会長：

- ・ 理事各位の協力により、定数の半数以上の選出は達成した 感謝申し上げる
- ・ まだ埋まっていない地区もあるため、引き続き働きかけをお願いする

質疑なし

### 事務局次長：

以上で三役会からの報告を終了する

## ○ 各委員会報告事項に対する質疑

各委員会資料の通り

### 事務局次長：

各委員会より報告をお願いする なお、質疑は委員会ごとに行う

### (総務委員会企画部会)

### 説明：部会長

- ・ 4月10日、世話人会議を開催した 地域集会開催にあたって世話人の負担が大きく、一所懸命やればやるほど孤立している状況が分かった 理事及び代議員は当該地域の世

話人と連絡を取り、フォローいただけると有難い

- ・ 部会長業務も過多になってきたので、部会員へ役割を分担しながら運営していきたい
- ・ 世話人会議の中で、会員から企画を実現するフローを知りたいとの意見があった 資料にある様式で企画書を提出してもらい、良い企画については企画部会予算や予備費を活用して実現していきたいと考えている

：担当理事

- ・ 世話人会議での意見を補足する 各地域の新人社会福祉士がネットワークを作れず孤立している状況がある 当会の入会金や会費が高くて入会できないことも一因のため、若年層の入会金や会費の減免ができないかとの意見があった

質疑なし

#### (総務委員会広報部会)

説明：部会長

- ・ 広報誌に広告記事掲載を希望する団体について部会内で検討したが現時点で決まっていない 次回広報誌で募集することにしたが、心当たりがある理事は是非つないで欲しい
- ・ 経費削減のため事務局から提案があり、選挙公報を広報誌に同封することとした 107号発行時期を12月から10月に変更するため、同封物の提出締め切りも変更となる 確認いただきたい

質疑なし

#### (研修委員会)

説明：担当理事

- ・ 5/22にスタートする基礎研修に向け、理事会資料のとおり会議・研修を実施している
- ・ 現在の申し込み状況は、基礎研修Ⅲ43名、基礎研修Ⅱ36名、基礎研修Ⅰは50名定員に56名申込みである 昨年度開催できなかったため、定員超えだが対応したい
- ・ 今年度の基礎研修は全てZoomを使用しオンライン開催となる 実際に運営した結果や受講生の声を踏まえて、次年度以降の基礎研修について検討していきたい
- ・ 特に次年度以降の研修参加費について、基礎研修Ⅱ・Ⅲが5万円台据え置きでよいのか、委員会内でも議論していく
- ・ eラーニングの導入についても、次年度事業計画作成に向けて併せて検討したい

質疑なし

#### (ぱあとなあ運営委員会)

説明：委員長

- ・ 現状を踏まえると今年度の研修はZoomによるオンライン開催とせざるを得ないが、全ての研修をオンライン化するには、一部のスタッフに負担がかかり過ぎるといった課題がある ひとまず上半期はオンライン開催に決定した
- ・ 昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止した「人材育成研修(4日間のうちの最終日)」を6月に開催する
- ・ その後に受講すべき「名簿登録研修」は、2021年度の事業計画上は開催しないとしていたが、昨年度の人材育成研修修了者向けに開催したい 補正予算での対応となるが、ご理解いただきたい

- ・ 今年度から始まる「報酬助成制度」の原資となる受任会費について、受任件数の確定作業を行っている 7月頃に受任会費納付依頼を予定している
- ・ 現在、ぱあとなあ運営委員は 18名定員に対して 14名であるが、新たな立候補者があつたので、後程議事で承認お願いする

質疑なし

#### (司法福祉委員会)

説明：委員長

- ・ 4月7日に認定機構に新研修の申請を提出した 認定を受けたら基礎編 11月と応用編 1月の研修開催に向けて、県・弁護士会と連携して活動していく
- ・ 国選弁護人からの依頼を受けて登録員から適任の社会福祉士をマッチングし、入口支援を行っている 2020年度は 6件の相談があり、1件は相談のみ、1件は施設を探す支援のみのため拒否、実際の支援に至った件数は 4件であった 今年度も慎重にコロナ対策をしっかりとしながら、着実に実績を出せるよう取り組みたい
- ・ 5月15日に開催する第1回司法福祉委員会では、委員の要望があり会長を講師として中核地域生活支援センターの活動に関する学習会を開催する 14名が参加予定である

質疑

- ・ 報告だが、次回の広報誌で犬伏会員の司法福祉に関する記事を掲載する 7月末に発行予定なので、委員にも周知いただきたい

#### (災害対策委員会)

説明：災害対策委員長

- ・ 昨年度、県のワーキンググループに参画して検討してきた DWAT のマニュアルが完成し、県ホームページに掲載されている

質疑なし

#### (総合相談委員会)

説明：委員長

- ・ 事務局の協力により、県と「高齢者虐待防止市町村支援事業」の契約を締結した
- ・ 今年度は、中核地域生活支援センターや基幹相談支援センターなど各種総合相談に従事する社会福祉士の支援につながる企画に取り組みたいが、現状は高齢者虐待防止事業に関わる委員が多数を占めるため、総合相談の活動に参加する委員の確保が課題である

質疑なし

#### (事務局)

説明：事務局長

##### ①会費等に関する規則の変更について

総会資料(案) P36~37に基づき説明

- ・ 先程総務委員会から、若年層の社会福祉士が、会費が高いために当会へ入会できず、孤立しているとの報告があつた
- ・ 日本会でも若年層の入会率が低い点を課題と捉えており、先日の総会で、2022年度から若年層の入会促進キャンペーンを全国県士会で一斉に行うことが提案された

- ・ 当会として 30 歳未満の新規入会者の入会金と 1 年間の会費を減免する制度を導入したい

## ②正会員に対する苦情に関する手続き規則の変更について

総会資料（案）P38～39 に基づき説明

- ・ 従来規則では再審査請求と不服申し立てを複数回行えると読み取れるため、1 回に限ることを明記した
- ・ 「調査委員」と「調査員」と 2 つの名称が記載されていたものを「調査員」に統一した

## ③倫理委員会苦情調査実施規程及びフローチャートの変更について

理事会資料に基づき説明があった

- ・ 規程内の本文の「調査委員」を「調査員」に統一する
- ・ フローチャートで、再審査請求と不服申し立ては 1 回に限ることを明示した

## ④第 9 回定時総会資料（案）について

- ・ 議事の中で事業報告と決算報告、監査報告をさせていただき、承認をお願いする

## ⑤代議員について

三役会報告のとおり

## 質疑

### ③倫理委員会苦情調査実施規程及びフローチャートの変更について

- ・ 第 6 条第 2 項 2 行目「倫理員」は「調査員」の誤りではないか
- ・ 「引継ぎが完了するまで当該苦情案件の審査に関して」と限定されており、「倫理委員」が適切と考える
- ・ 調査員の任期と倫理委員の任期がずれることがあるのか
- ・ 冒頭に制定日令和 2 年 5 月 12 日とあるが、附則に令和元年 5 月 12 日制定とあるどちらが正しいか
- ・ 第 5 条（調査の実施体制）第 3 項に「前条の委嘱書を常に携帯し」とあるが、前条には委嘱書に関する記載がない 「第 3 条」の誤りか

会長：

- ・ 調査員は倫理委員から選任される 倫理委員の任期は 2 年、4 期が上限である 調査は数年かかることもありうる

事務局長：

- ・ 第 6 条第 2 項 2 行目「倫理員」は「倫理委員」に訂正する
- ・ 制定日は令和元年 5 月 12 日制定に訂正する
- ・ 第 5 条第 3 項の「前条」は「第 3 条」に訂正する

### ①会費等に関する規則の変更について

- ・ 日本会の提言では「2022 年度に向けて」となっているが、当会としていつから適用するのか 附則で「理事会が定める日から適用する」としてはどうか
- ・ 日本会が示した案では、3 年間を目途に会費免除することになっている 当会として規則本文を改正するとの案だが、附則に「当分の間免除する」という一文を追加することでも対応可能ではないか

事務局次長：

会費等に関する規則の改正の適用日については、議事の中で議論をお願いする  
それでは、議事にうつらせていただく

## 議事

### ① 2021年度（令和3年度）総会について

#### 説明：事務局長

- ・ 2021年6月20日（日）13：30～千葉県教育会館にて総会を開催する 緊急事態宣言が発出される等で会場が使用不可となった場合は、オンライン開催となる可能性がある
- ・ 各委員会から提出いただいた事業報告を取りまとめた 若干の誤字脱字の修正はご了承いただきたい 総会では各委員会から事業報告の時間を設けるので、よろしくお願いする
- ・ 決算は、収入 50,456,707 円に対して支出 47,612,383 円、差し引き 2,844,324 円の黒字となった
- ・ 予算補正時の見込では赤字決算の見通しであったが、持続化給付金等助成金の活用と松戸市受託事業での利益増、新型コロナウイルスの影響で事業を中止したことや会議のオンライン化による交通費の削減が黒字の要因と考える
- ・ 貸借対照表の正味財産増減額は 3,098,424 円で、収支計算書の金額と 254,100 円の差異は、昨年度末に ICT プロジェクトで購入したカメラとマイクを固定資産として計上したことによるものである
- ・ 正味財産期末残高 54,576,467 円が当会の財産だが、うち 1,170 万円は公益目的支出が義務付けられている資産であり、更に、ささえあい負担金の 280 万円を差し引いた 4,200 万円となる
- ・ 本日の理事会前に監査を受けたので、監事から報告いただく

#### 報告：監事

本日 9 時より当会事務局会議室において、会長、事務局長、会計担当事務局員、監事 2 名が出席し、2020 年度事業及び会計の監査を行った

また、公益目的支出計画実施報告に関する監査を併せて行ったことを報告する

監査結果は別添監査報告書のとおり 参考意見として 2 点を述べる

- ・ 固定資産約 25 万円が予備費で支出されているが、会計顧問に相談のうえ固定資産の科目を設けることを検討してはどうか
- ・ 予算額と決算額の差額が 400 万円台と説明があったが、差額は可能な限り少額が望ましい 予算執行額の適切な把握に努めていただきたい

#### 説明：事務局長

- ・ 規則等の変更については、先程報告させていただいたとおり二つの規則の改正を提案しているが、本日の議事③ささえあい制度 負担金規則の廃止が承認されれば、総会資料に追加することとなる
- ・ また総会資料（案）の承認を得るにあたり、若年層の会費減免について、適用日と期間について議論いただく必要がある

### ② 若年層の会費減免について

#### 事務局次長

それでは、②若年層の会費減免について、先程の事務局長の報告を踏まえて、適用日と改正の方法（本文か附則か）について意見をいただきたい

#### 説明：事務局長

- ・ 長野県士会では、既に一年度前倒しで若年層の会費減免を始めている 全国一斉に 3 年

間取り組もうというのが日本会の呼びかけだが、必ずしも期限を揃えなくてもよいと考える

#### 質疑

- ・ 財政再建の議論の中でも若年層の加入促進が必要との意見があった 会の資産を消費しないうちに早めに実施した方がよいと考える
- ・ 本則か附則、いずれを改正するかは、総会の議決が必要な重要事項に当たるかどうかの問題である 会費は会として重要事項なので本則を改正すべき
- ・ 恒久的な減免制度でないならば、附則の改正でよい
- ・ 当会として若年層の加入促進の意気込みを伝える意味でも、3年を限度とせず恒久的に減免することとし本則を改正すべき
- ・ 会費は重要事項なので本則を改正し、附則で日付を遡及するか新年度とするか、但し書きで「当面の間」とするなど恒久的制度でないことは謳っておいた方がよい
- ・ 若い社会福祉士に入会しない理由を尋ねたところ、介護福祉士も取得しており二団体に加入する経済的負担を挙げていた 会費が下がれば入会者が増える可能性も感じる

#### (事務局長)

- ・ 適用日の遡及は難しいのではないかと もし今年度入会者から適用するならば、6月の総会以降の入会を対象にするなど、開始時期をしっかりと定める必要がある
- ・ 企画部会からの報告で、若年層が孤立していることが問題とあった 入会しても孤立が解消されなければ無意味である 会費が上がった時点で退会してしまうだろう
- ・ 委員会の再編成などにより、魅力的な会の活動をセットで提示していかないと効果が上がらないと考える 会員が増えない要因が会費だけなのか検討を要する

#### 質疑：

- ・ 仮に3年間限定で実施した場合、どの程度の新規入会者が出るか疑問だ 我々が会員で居続けているのは、会の活動に参加して横のつながりが出来たり、学びの機会が増えたりしたためである 魅力ある会づくりと会費の減免は両輪で取り組むことが重要だ
- ・ 先程附則の改正で対応可能と意見を述べたが、当会の方針を対外的にアピールする趣旨を前面に出すならば、原案通り本則の改正が適切と考える
- ・ 適用日を6月の総会後からとする場合、規則第2条第2項に「入会年度において満30歳を超えない者は入会金を免除する。」と規定されているため、既に今年度に入会した30歳未満の会員も減免の対象になる 来年度からとした方が混乱しないのではないかと
- ・ 総会の議決後から適用する場合、総会前に入会した方と総会後に入会する方で不公平感が生じる 総会前に入会した方への返金は事務的に困難ではないか
- ・ 2022年度4月から適用がよい 入会の魅力とセットで減免制度を伝えた方が効果的と考える

#### (会長)

- ・ 参考まで、今年度入会は51名、30歳未満の人数は3名である（事務局調べ）
- ・ これに併せて入会方法を具体的に考えたい 三役会で検討したい
- ・ 会員への周知は広報が適切と考える 今年度中の広報を念頭にする

#### (広報部会長)

- ・ ホームページと広報誌掲載が可能 広報誌は養成校にも送付するので、資料同封により周知可能

#### (研修委員長)



- ・ JC 受験対策事業でも受験生に対する広報が可能と思われる JC と協議したい

#### 事務局次長

それでは決議にうつる

まず「②若年層の会費の減免について」、総会資料（案）議案第 2 号のとおり本則を改正することとし、適用は 2022 年 4 月からとすることで、**賛成の方は挙手をお願いします**

→全会一致 これにより、「若年層の会費の減免について」は承認された

次に「①2021 年度（令和 3 年度）総会について」、事業報告、決算報告、監査報告の説明があった件について、**賛成の方は挙手をお願いします**

→全会一致 これにより、「2021 年度（令和 3 年度）総会について」は承認された

### ③ ささえあい制度 負担金規則の廃止について

#### 説明：事務局次長

- ・ ささえあい負担金の残額は 2,866,289 円で、うち、ばあとなあ登録員の納付割合は 78%、その他正会員は 22%である この納付割合で負担金残額を按分することについて承認をいただきたい
- ・ また、ささえあい制度の廃止に伴って負担金規則を廃止するか 急いで廃止する必要はないとの意見もある ご議論いただきたい

#### 質疑：

- ・ 規則第 5 号負担金規則は、定款と同時に制定された会の運営にとって重要な基本的な規則である 他に負担金制度を活用したい事案が出てきたときに備えて、今後も維持すべきと考える

#### 事務局次長

急いで廃止する必要はないという意見と受け止めた

規則の廃止については決定を急がず、本日は負担金寄付金納付割合についてのみ決議いただくこととしたい 質疑があればお願いします

特に質疑がないようなので、「負担金寄付金納付割合について」、**賛成の方は挙手をお願いします**

→全会一致 これにより、「負担金寄付金納付割合について」は承認された

### ④ 倫理委員会苦情調査実施規程と苦情フローチャートについて

#### 事務局次長

苦情手続規則は総会資料（案）と一括して承認いただいたが、理事会承認事項である倫理委員会苦情調査実施規程と苦情フローについて、質疑がなければ決議にうつる→**質疑なし**

「倫理委員会苦情調査実施規程について」、理事会資料の改正案の令和元年 5 月 12 日制定に修正し、第 5 条第 3 項の「前条」を「第 3 条」に、第 6 条第 2 項の「倫理員」を「倫理委員」に修正することとし、**賛成の方は挙手をお願いします**

→全会一致 これにより、「倫理委員会苦情調査実施規程（案）」は承認された

続いて、「苦情申立書の受取から総会での処分確定までのフローチャート（案）」について、**賛成の方は挙手をお願いします**

→全会一致 これにより、「苦情申立書の受取から総会での処分確定までのフローチャート（案）」は承認された

#### ⑤ ぱあとなあ運営委員の選任について

##### 説明：ぱあとなあ委員長

- ・ 先日のぱあとなあ運営委員会で、登録員の長尾景子氏が運営委員候補として承認された 理事会の承認をお願いする

##### 事務局次長

本件について質疑はあるか →質疑なし

それでは、「長尾景子氏をぱあとなあ運営委員に選任」について、賛成の方は挙手をお願いします

→全会一致 これにより、「長尾景子氏をぱあとなあ運営委員に選任」は承認された

#### (4) その他

##### ○（仮称）再建委員会について

##### 説明：担当理事

- ・ 委員会名案として「事業・予算のあり方検討委員会」が挙げられている
- ・ 4回目の委員会は5月21日開催予定で、最低月1回は開催する
- ・ 事務局のマネジメント、体制、給与待遇について、日本会を参考に検討を進めている
- ・ また会員、会費について、会のあり方について、受託事業を受けるにあたっての課題など9月の理事会に向けて7回委員会を開催し、具体的な提案をしていきたい
- ・ 三役会や社会保険労務士との意見交換も検討している
- ・ 総会でも委員会として活動を始めたことを報告したい

##### 事務局次長

総会資料の委員会名称は修正を要するか

##### 回答：担当理事

- ・ 理事会に諮ったうえで決定したいので、総会資料はそのままよい

##### ○HIV 支援千葉県版手引きについて

##### 説明：MSW 協会外部理事

- ・ HIV 拠点病院所属の MSW で千葉県版手引きを作成した HIV の方を支援する際に活用いただきたい

##### 質疑

- ・ 地域包括支援センターで勤務しているが、手引きを取り寄せて圏域の CM に配布することは可能か

##### 回答：MSW 協会外部理事

- ・ 厚労省の科研費で 1,000 部作成したため、残部に限られる 県内拠点病院、中核地域生活支援センター、社士会等関係機関に各 50 部ずつで、配布終了している
- ・ 地域で支援活動に関わる方に幅広く活用いただきたいので、必要な方は拠点病院にお問合せいただきたい もし大量に配布希望があれば増刷という選択肢もある

以上で、第 1 回理事会を終了する

12：17 閉会